

瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画

令和5年3月
香 川 県

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画の期間	1
第3章 計画の目標	2
美しい海	5
1 水質の保全及び管理について	5
2 自然景観及び文化的景観の保全について	5
3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応について	5
生物が多様な海	6
1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出について	6
2 水産資源の持続的な利用の確保について	6
交流と賑わいのある海	7
自然景観及び文化的景観の保全について	7
気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進など	7
第4章 目標達成のための基本的な施策	8
I 里海づくりの推進	9
II 美しい海	10
1 水質の保全及び管理	10
(1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減	10
(2) 栄養塩類の管理等	12
(3) 底層環境等の改善	12
(4) 下水道等の整備の促進	13
(5) 油等による汚染の防止	14
2 自然景観及び文化的景観の保全	15
(1) 自然公園等の保全	15
(2) 緑地等の保全	15
(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全	15
3 海洋プラスチックごみを含む海ごみ対策、循環経済への移行等	16
(1) 海ごみ対策の推進	16
(2) 循環経済への移行	17
III 生物が多様な海	18
1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出	18
(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等	18
(2) 自然海浜の保全等	19
(3) 健全な水環境・物質循環機能の維持・回復	20
(4) 海砂利の採取の禁止	21

(5) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮	21
2 水産資源の持続的な利用の確保	22
(1) 栄養塩類の管理等【再掲】	22
(2) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等	22
IV 交流と賑わいのある海	23
自然景観及び文化的景観の保全	23
(1) 島しょ部の環境の保全	23
(2) エコツーリズム等の推進	23
(3) ふれあいの場等としての自然海浜等の保全	23
V 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進	24
(1) 監視測定の充実、調査研究等の推進	24
(2) 調査研究の推進及び技術開発の促進等	24
(3) 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価	25
VI 基盤的な施策の着実な実施	25
(1) 環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等	25
(2) 情報提供、広報の充実	26
(3) 環境教育・環境学習の推進	26
(4) 国内外の閉鎖性海域との連携	27
第5 計画の点検	27

まえがき

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。）（昭和 48 年法律第 110 号）第 4 条の規定に基づき、香川県の区域（同法第 2 条第 1 項に規定する瀬戸内海及び同法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域のうち香川県の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

第 1 計画策定の趣旨

本県では、海域・陸域を一体的に捉え、人が適切に関わることにより、多様な生物が生息できる健全な海の状態を保ち、水産資源だけでなく、景観、憩いの場、食文化、観光など多くの恵みを享受できる豊かな海の実現を目指して里海づくりを推進しており、多様な主体の参画のもと、施策を個別にとらえるのではなく、山・川・里（まち）・海のつながりを考えながら、総合的な施策展開を図っている。

この様な里海づくりを進め、豊かな海の環境を確保し維持すること及びこれまでの開発などに伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、瀬戸内海の環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、本県の区域における総合的な計画として策定するものである。

第 2 計画の期間

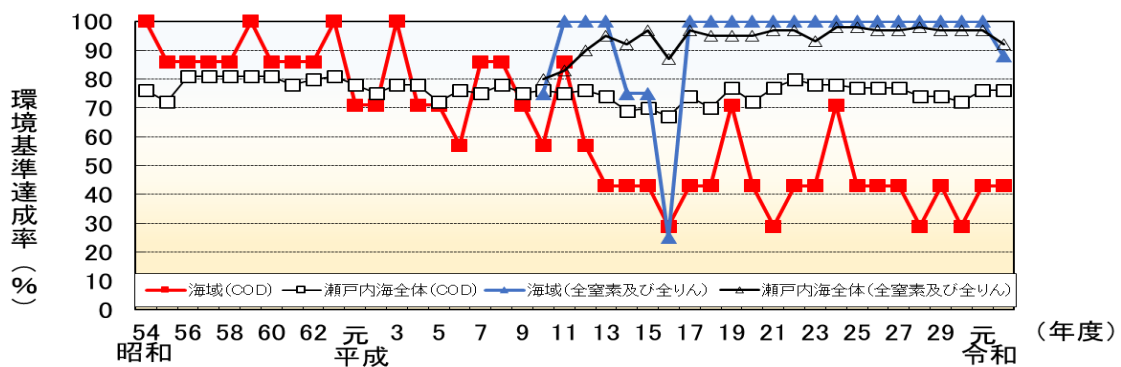
この計画の期間は、策定から 10 年とする。また、策定時から概ね 5 年ごとに、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

第3 計画の目標

瀬戸内海に属する本県海域では、水質総量削減などの各種施策が実施され、水質改善などの一定の成果が見られるものの、赤潮の発生、ノリ養殖への影響や海ごみの問題など、依然として課題があるため、これらの課題に対応する必要がある。

① 改善傾向が見られない「有機汚濁」

富栄養化の指標である「全窒素・全りん」は、おおむね環境基準を達成しているが、有機汚濁の指標である「COD」は達成率が低い状態が続いており、瀬戸内海全体と比べても達成率が低い。



(出典 香川県水質測定結果)

図 1 香川県海域における環境基準達成率の推移 (S54~R2)

② 栄養塩類に関する問題

富栄養化が改善され、赤潮の発生規模は縮小しているものの、依然として沿岸域を中心に年間 10 件程度の有害・有毒種の発生が見られる。一方、冬場には、「ノリの色落ち」現象が見られ、その原因として、栄養塩類（窒素、りん等）の循環バランスの崩れを指摘する意見もある。



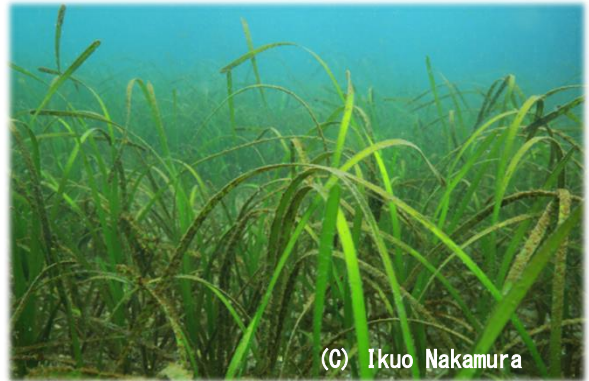
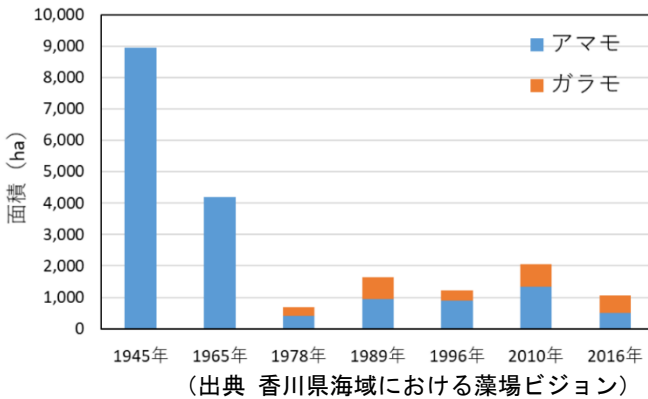
赤潮状況



正常なノリ（左）と色落ちしたノリ（右）

③ 増加傾向にあるが、依然として少ない「藻場」

水質浄化や多様な生物が生息・生育する場として重要な藻場は、沿岸域の埋立てや環境悪化などにより多くが失われた。近年、増加傾向にあるが、依然として少ない状況である。

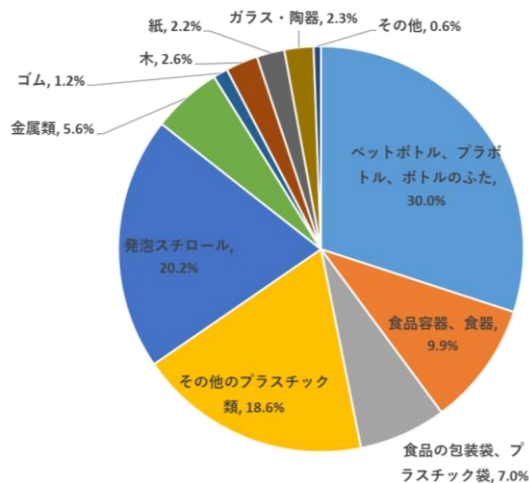


アマモ場

図 2 香川県海域における藻場面積の推移

④ 対応が急がれる「海ごみ」問題

深刻化する海洋プラスチック問題は喫緊の課題であり、瀬戸内海の海底に13,000t以上のプラスチックも含めたごみがあると推計されている。また、香川県内の海岸には、年間多くのごみが漂着、散乱しており、その多くは生活ごみであり、種類としてはプラスチック類が8割程度を占めている。



香川県内海岸の漂着ごみ個数割合
(出典 令和2年 香川県環境管理課調べ)



香川県内離島海岸に漂着したごみ

⑤ 「人と海の関わり」の希薄化

令和2年度に実施した県民アンケートの結果では、海に行く機会が減ったと答えた人が最も多く、全ての世代で同様の傾向が見られた。「香川県の海や海辺でのふれあいやレジャーの機会をどのくらい持っているか」の問いに対して、『機会なし』と答えた人と『数年に1回程度』と答えた人を合わせると約6割であり、人と海との関わりが希薄化していることがうかがわれる。

○香川県の海や海辺は、あなたが子どもの頃と比べてどうなつたと感じていますか。 ○香川県の海や海辺でのふれあいやレジャーの機会をどのくらい持っていますか。

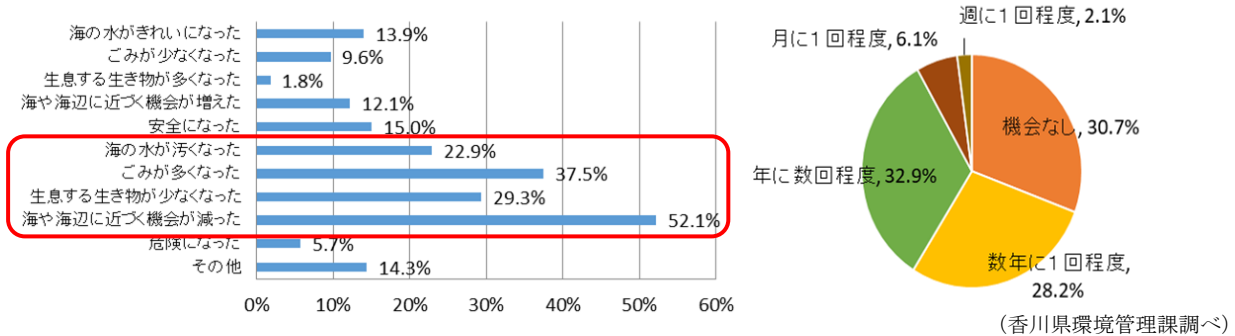


図 3 香川の海に関する県民アンケート結果 (R2)

本計画の目標については、本県では、「美しい海」「生物が多様な海」「交流と賑わいのある海」の3つを兼ね備えた「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」をめざすべき「里海」の姿として、山・川・里(まち)・海を1つのエリアとして捉え、全県域で、県民の幅広い主体的な参画と理解のもと実現するものとしている。このため、沿岸域の環境、水質などが互いに強く関連しあうことを考慮しつつ、個別目標を次のとおり定める。

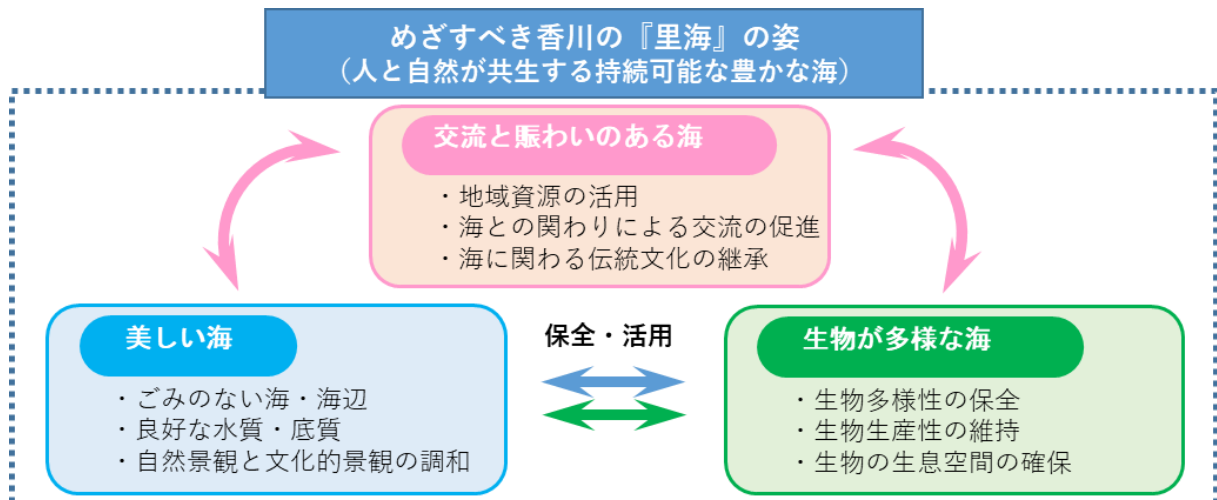


図 4 めざすべき香川の「里海」の姿

美しい海

～ こみのない海・海辺、良好な水質・底質、自然景観と文化的景観の調和 ～

1 水質の保全及び管理について

- 有害物質等の低減や、水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のための取組みを引き続き維持すること。水質環境基準（今後設定等されるものも含む。）について、未達成の海域においては可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域においてはこれが維持されていること。
- 湾・灘ごと、さらには湾・灘内の特定の海域によって、栄養塩類の増加が原因とみられる課題と減少が原因とみられる課題が入り組んで存在している状況が解消されていないことから、これらの課題を同時に解決することが必要な状況である。そのため、令和3年6月に改正された瀬戸内法（以下「改正法」という。）により創設された栄養塩類管理制度の活用をはじめとする特定の海域ごとの実情や必要性に応じたきめ細やかな栄養塩類の管理を推進すること。
- 既存の環境基準項目と底層DOに係る情報を活用して、各地域の海域利用の在り方に照らした水環境管理に関する検討や順応的な取組みの推進に努めること。

2 自然景観及び文化的景観の保全について

- 瀬戸内海地域に成立している優れた自然の風景地や生物多様性の保全上重要な地域について、引き続き保全を推進すること。
- このため、既存の自然の保護地域などにおける保全状況を定期的に点検し、保護地域などの拡充や保全の質の向上を図ること。
- 海面、海底及び海岸が清浄に保持され、景観を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、海岸に漂着し、あるいは海底に堆積し又は投棄されていないこと。

3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応について

- 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみ問題への対策として、香川県海岸漂着物対策等推進計画に定めた対策を推進すること。
- 瀬戸内4県（岡山県、広島県、香川県、愛媛県）と公益財団法人日本財団が共同で実施している瀬戸内オーシャンズXプロジェクトも活用し、民間事業者や地域関係者と協働した取組みを広く推進すること。

生物が多様な海

～ 生物多様性の保全、生物生産性の維持、生物の生息空間の確保 ～

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出について

- 湾・灘ごと、さらには湾・灘内の特定の水域ごとの実情に応じた対策については、栄養塩類をはじめとした水質の管理のほか、生物の産卵場所、生息・生育の場としても重要な藻場・干潟・浅場などの保全・再生・創出、底質の改善などを同時並行で実施するよう努めること。
- 健全な生態系を保全・再生することで、気候変動対策や防災・減災対策を含む社会課題の解決に貢献する「NbS（Nature-based Solutions：自然を活用した解決策）」の考え方を踏まえた取組みを行うことが重要であり、特に、藻場・干潟にはブルーカーボンとしての役割も期待されることに留意して取組みを行うこと。
- さらに、瀬戸内海地域に成立している優れた自然の風景地や生物多様性の保全上重要な地域について、引き続き保全を推進することとする。このため、既存の自然の保護地域などにおける保全状況を定期的に点検し、保護地域などの拡充や保全の質の向上を図ること。

2 水産資源の持続的な利用の確保について

- 生物多様性の恩恵の一つである水産資源の持続的な利用を確保するため、生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図るとともに、藻場・干潟の保全・創造などを含む必要な環境整備や、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理が実施されるよう一層の推進に努めること。
- 湾・灘ごと、さらには湾・灘内の特定の海域によって、栄養塩類の増加が原因とみられる課題と減少が原因とみられる課題が入り組んで存在している状況が解消されていないことから、これらの課題を同時に解決することが必要な状況である。そのため、改正法により創設された栄養塩類管理制度の活用をはじめとする特定の海域ごとの実情や必要性に応じたきめ細やかな栄養塩類の管理を推進すること。【再掲】
- 海域における栄養塩類等環境条件の変化に対する生物の応答は複雑であり、解明されていないことも多く、一部の海域においては依然として赤潮が発生していることにも留意し、関係者との協議の下、順応的な栄養塩類の管理を効果的かつ機動的に進めるよう配慮をすること。

- この特定の海域ごとの対策に当たっては、個々の対策の成果の積み重ねが瀬戸内海全体の評価になることに留意し、周辺環境の保全と水産資源の持続的な利用の確保の調和・両立を図ること。
- この際、季節ごとの状況の変化、陸域からの影響、さらには気候変動による水温上昇などの影響も考慮すること。

交流と賑わいのある海

～ 地域資源の活用、海との関わりによる交流の促進、海に関わる伝統文化の継承 ～

自然景観及び文化的景観の保全について

- 沿岸域の環境の保全等の活動については、保全活動の活性化や、ツーリズムへの展開なども視野に入れたものとなることが望ましいこと。
- 改正法により新たに指定対象が拡充された自然海浜保全地区については、生物の生息場所の確保のみならず、人々の交流の場、地域による保全活動の場などの新たな視点でも、新規指定の候補地を検討し、保全活動の活性化を促進すること。

気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進など

- 近年の瀬戸内海において気候変動影響が生じていること及びこれが長期にわたり拡大するおそれがあることを踏まえ、瀬戸内海の環境保全に関する施策において、気候変動適応に関する視点を踏まえた対応が必要である。特に、気候変動やそれ以外の要因も関連して生じる水質や生物の生息・生育環境などの変化が、生物の多様性及び生産性に与える悪影響の低減を図るため、適応策を検討・推進することとする。また、気候変動の影響も踏まえた栄養塩類と水産資源の関係などについて、水温や降雨の状況の変化に伴う陸域からの汚濁負荷の流入の変化も含め、調査研究を行っていくこととする。
- 瀬戸内法の対象となっている瀬戸内海の内陸地域を含む13府県各地域の広域的な連携を強化し、環境保全施策を推進すること。
- 国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすとともに、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々への瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図ること。
- 瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進すること。

第4 目標達成のための基本的な施策

瀬戸内海的环境保全に関し、里海づくりを中心として、本県の区域において実施する施策は次のとおりとする。

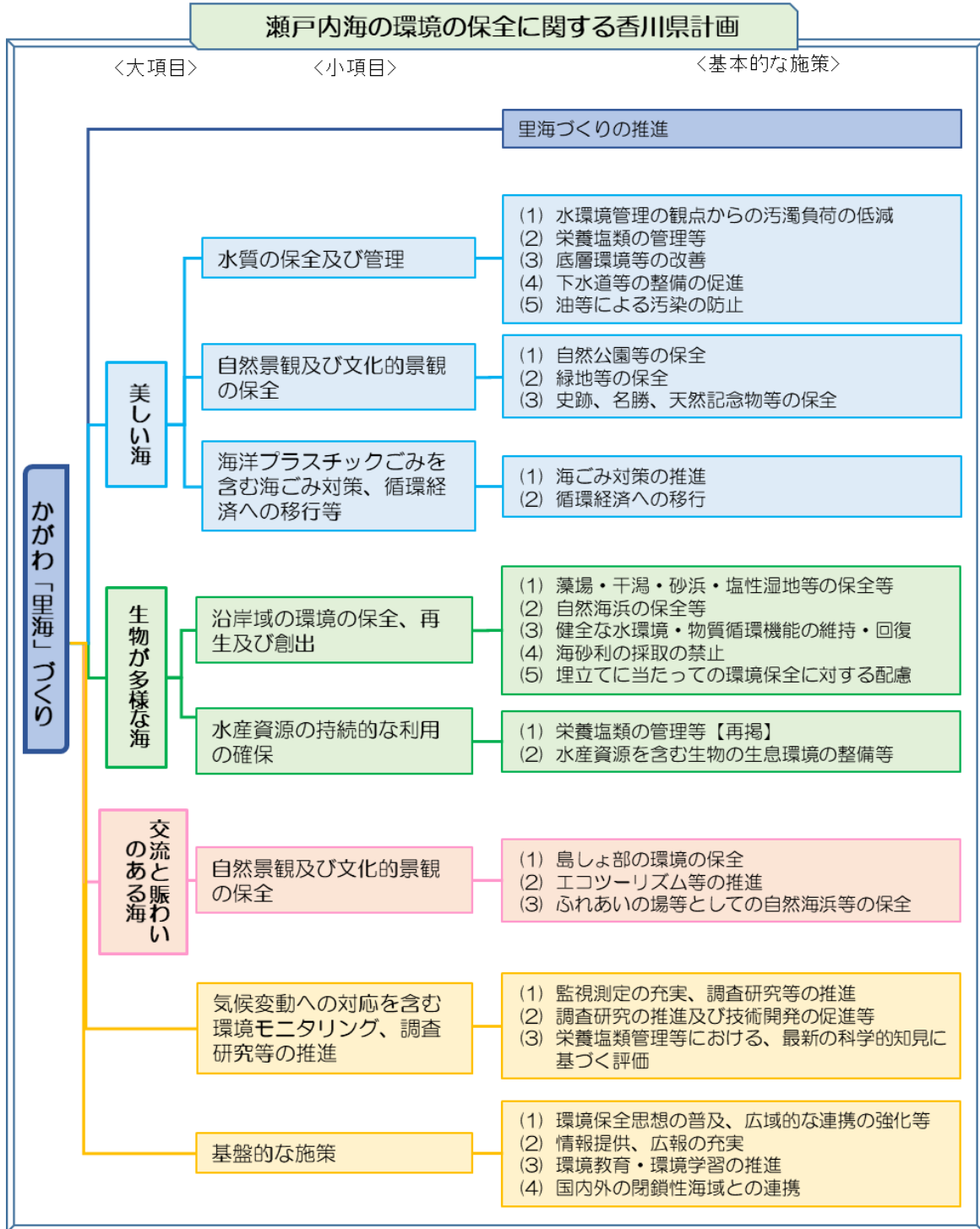


図 5 目標達成のための基本的な施策体系図

I 里海づくりの推進

本県では、県内全てが瀬戸内海の流域であることや、県土がコンパクトで人の暮らしと海が近いという特徴を生かし、山・川・里（まち）・海を一つのエリアとして捉え、全県域を対象として「美しい海」、「生物が多様な海」、「交流と賑わいのある海」の3つで構成する「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現を目指して、多様な関係者と連携・協働しながら香川らしい里海づくりを推進する。

(1) かがわ「里海」づくり協議会を中心とした推進

里海づくりの推進に当たり、多様な分野の関係者の連携・協働の場として平成25年4月に、かがわ「里海」づくり協議会を設立するとともに、同年9月に、かがわ「里海」づくりビジョンを策定した。今後とも、同ビジョンに示す「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現を目指して、海だけでなく海につながる山・川・里（まち）を一体的に捉えて保全・活用していく里海づくりの取組みを推進していく。

(2) 理念の共有、意識の醸成（プロモーション）

里海の理念の共有や意識の醸成を図っていくために、ホームページやSNS、新聞などのメディアを活用した広報、シンポジウムなどを開催している。今後とも、様々な機会を捉え、積極的な情報発信に努めることにより、理念の共有と意識の醸成を図るものとする。

また、海が抱える課題に気付くためには海とふれあう機会が増えることも重要であることから、「かがわ里海大学」の取組みなども活用しながら、海とふれあえる機会のさらなる創出に努め、特に未来の里海づくりを担う子どもたちを中心に、海や海辺での原体験を増やす活動を充実させる。

(3) 人材の育成

「かがわ里海大学」では、里海・里山の楽しさや恵みを伝えるガイドの養成講座をはじめとして、里海への理解を深める講座や体験ツアーの開催など、各種講座を開催している。この様な、各講座、体験ツアーなどの開催により、里海づくりをけん引する人材の育成などに努める。

(4) 多様な主体のネットワーク化

地域や分野といった既存の枠を越えて、多様な人や団体などが「里海づくり」をキーワードに交流・連携・協働できるよう、山・川・里（まち）・海で環境保全活動に取り組む団体などを対象とした交流会の開催、マッチングなどを実施している。今後とも、この様な取組みを通じて多様な主体のネットワーク化に努める。

(5) データに基づく順応的管理

各種取組みに当たっては、データに基づく検証と評価によって必要な見直しを行いながら進める。

また、専門的な調査・研究を進めるとともに、広く県民が参加できるように、容易に取り組める環境モニタリング手法の導入や、調査結果及び評価内容の公開などに努める。

(6) テーマごとの取組み

海域・陸域一体となった海ごみ対策や里山再生・里山資源の利活用、生活排水対策など、テーマごとに課題解決のための取組みを推進していく。

重点的な課題解決とともに、里海づくりを牽引する人材の育成やネットワーク化、プロモーションなどを充実させ、県民や多様な主体による里海づくりをさらに広げていくことに努める。

II 美しい海

1 水質の保全及び管理

(1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減

水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のため、総量削減制度等に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対策など、必要な対策を計画的かつ総合的に講じ、現在の水質が悪化しないよう、現状の取組みを継続するものとする。加えて、引き続き、有害化学物質等の低減に努めることとする。さらに、これらの取組みと合わせ、生物の生息などに対する直接的な影響を判断できる指標として、底層DOの環境基準が平成28年に定められたことから、今後、類型指定を進めていく必要がある。

本県海域は、播磨灘海域、備讃瀬戸海域及び備後灘海域からなっており、現在、これら海域では、化学的酸素要求量（COD）については7水域、全窒素及び全りんについては4水域について水質環境基準の類型指定が行われている。

これら水域の環境基準点の令和2年度における水質は、健康項目についてはいずれも環境基準を達成しているが、生活環境項目については、その代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）の平均値で見ると、A類型の海域では2.1～2.6mg/L、B類型では2.1～2.5mg/Lであり、環境基準の達成率は、A類型0%、B類型100%、類型計43%である。また、全窒素及び全りんの平均値で見ると、II類型の海域では全窒素0.17～0.24mg

／L、全りん 0.024～0.032mg／Lであり、環境基準の達成率は75%である。

環境基準が未達成の海域については、これを達成させるため積極的に汚濁負荷量の管理を図り、また達成されている海域については、その状態を維持することが必要である。

特に、広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、関係府県の区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚濁防止法及び瀬戸内法の規定に基づき水質総量削減制度が実施されている。

本県でも、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（香川県）」に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他汚濁発生源に係る対策などを積極的に推進するに当たっては、次の施策を総合的に講ずるとともに、施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する負荷量の実態等の把握に努めるものとする。

- 生活排水については、香川県全県域生活排水処理構想に基づき、市町と連携して地域の実情や環境特性に応じ、下水道、浄化槽（合併処理浄化槽）、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラントなどの生活排水処理施設の整備を効率的、計画的に促進する。
- 産業排水については、瀬戸内法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法などに基づく排水規制等の適切な運用を行う。汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の整備、改善及び維持管理の適正化の指導に努める。
- 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づき魚介類の養殖漁場の底質の悪化を通じて富栄養化が生じないよう漁場管理の適正化に努める。また、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）等の活用を通じて化学肥料の施用量の低減や適正な施肥などを推進することにより、農業排水中の窒素及びりんの負荷量の軽減に努めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づき家畜排せつ物の適正処理と利用に努める。
- 自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図るとともに、河川等の直接浄化、浚渫（しゅんせつ）なども必要に応じて検討する。

- 本県海域においては、平成 29 年に 6 件、平成 30 年に 9 件、令和元年に 1 件、令和 2 年に 8 件、令和 3 年に 5 件赤潮が発生しており、このうち平成 30 年に 1 件の漁業被害が生じている。
- 赤潮による被害の発生を防止するため、県及び漁業協同組合等が連携して、迅速な赤潮情報の収集、伝達、必要な調査、適切な対応措置に努めるとともに、赤潮に関する調査研究を推進するものとする。
- 平成 14 年以降、問題となっているノリの色落ちについては、海水中の栄養塩類の減少・偏在といった課題に対する国の調査・研究等の動向を踏まえ、必要な措置を検討するものとする。

なお、国が策定する総量削減基本方針に基づき策定した第 9 次総量削減計画（香川県）に基づき、汚濁負荷量の管理を進めていく。

(2) 栄養塩類の管理等

生物多様性・生物生産性の確保の重要性を踏まえ、改正法により創設された、「栄養塩類管理制度」も検討しながら、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理など、特定の海域ごと、季節ごとのきめ細やかな水質管理をめざすこととする。同時に周辺環境の保全と調和・両立を前提に、一部の海域への栄養塩類供給及び藻場・干潟などの再生・創造等により、地域ごとのニーズに応じた、生物の多様性の恩恵としての、将来にわたる多様な水産資源の確保に貢献するものとする。

また、栄養塩類と生産性が低下している水産資源との関係解明などをさらに進め、一部の海域で指摘されている栄養塩類不足によるノリの色落ちや、栄養塩類が植物プランクトンの生成を通じて魚介類などの水産資源に与える影響の可能性について、関係者に知見を提供するとともに、栄養塩類供給の管理方策を提案し、より効果的に取り組んでいくものとする。

(3) 底層環境等の改善

水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、水質の保全とともに底層環境の改善を講ずることも重要である。底層環境に悪影響を及ぼす水質の悪化、水質に悪影響を及ぼす堆積した有機物の分解等への対策については、海域利用の実情に応じて、浚渫（しゅんせつ）や覆砂、敷砂、海底耕耘などの底層環境の改善対策を水質保全対策等と組み合わせるなど、環境との調和に十分配慮しつつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、海砂などの採取跡である大規模な窪地は、貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっているため、窪地の埋戻しによる周辺海域の水環境の改善

効果を把握及び評価しつつ、今後も引き続き埋戻しを推進するものとする。

水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつつ、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用についても検討するよう努める。

なお、実施することが効果的な場所においては、海底耕耘などの対策も検討する。

(4) 下水道等の整備の促進

瀬戸内海の特徴等を踏まえ、水質総量削減の実施、下水道、浄化槽（合併処理浄化槽）、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の各種生活排水処理施設の整備についても、重点的な投資を図ること等によりその整備及び広域化・集約化の促進に努めるものとする。

さらに、必要な地域において、窒素及びりんの除去性能の向上を含めた高度処理の導入を図るものとする。

一方で、必要な地域においては、地域合意を踏まえ、環境基準の達成状況に配慮しつつ、施設の季節別運転を行い、順応的アプローチによる管理も進める。

① 下水道の整備（污水）

本県における下水道の整備状況は、令和2年度末において、公共下水道として高松市東部下水処理場等16箇所及び流域下水道として中讃流域下水道大東川浄化センター、金倉川浄化センターの計18箇所の終末処理場が稼働しており、処理人口は447千人、処理人口普及率は約46%である。

下水道の整備については、今後においても、表-1のとおり、事業実施中の高松市等7市7町の公共下水道事業による水洗化の促進等のほか、中讃流域下水道（大東川及び金倉川処理区）の長寿命化対策や耐震対策等の事業の推進を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の向上に努めていく。

下水道終末処理場については、再生水の利用を促進するとともに、維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努める。

合流式下水道については、越流水による負荷等への対策の重要性にかんがみ、越流水の現状把握に努め、雨水貯留施設の整備、簡易水処理施設の整備、遮集管の新設、スクリーンの設置等による改善を推進する。

表－1

公共下水道事業 (汚水)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
流域下水道事業	中讃流域下水道（大東川処理区、金倉川処理区）

② その他の生活排水処理施設の整備

下水道が当分の間整備されない、あるいは下水道整備予定区域外においては、生活排水対策としての浄化槽（合併処理浄化槽）、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の整備が重要な施策である。

浄化槽については、本県において令和3年度末で、浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業（浄化槽市町整備推進事業）により、8市9町で74,311基の浄化槽が整備されている。引き続き合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図るものとする。

また、本県における農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラントは令和3年度末で農業集落排水施設が11市町で37施設、漁業集落排水施設が2市で3施設が稼働しており、処理人口は合わせて14千人、処理人口普及率は約2%であり、コミュニティ・プラントが2市で2施設整備されている。

なお、放流水質の向上を図るため、浄化槽法や、建築基準法、浄化槽に関する取扱要綱などに基づき、施設の適正な設置と維持管理に関する指導強化などに努めるとともに、窒素又はりん対策を特に実施する必要がある地域にあっては、高度処理施設を導入するよう指導するものとする。

③ し尿処理施設の整備

本県におけるし尿処理施設は、2市3町3事務組合において整備されており、令和3年度末における処理能力は、9施設で847.82kL/日である。今後、処理施設の統廃合も含め、地域の実情に合わせた施設整備を推進するものとする。

(5) 油等による汚染の防止

瀬戸内海は閉鎖性海域であり、大規模な油流出事故が発生した場合、被害が甚大になることが予想されることから、事故による海洋汚染の未然防止を図るためコンビナートなどの保安体制の整備、海難の防止のための指導

取締りの強化等必要な措置を講ずるものとする。また、これまでの大規模な油流出事故の際に得られた知見を活用しつつ、油回収船、オイルフェンスなどの防除資材の配備等により排出油防除体制の整備を図るものとする。

この他、油流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況の評価にも資するべく、引き続き、平常時の自然環境等の観測データの蓄積に努めるものとする。

2 自然景観及び文化的景観の保全

(1) 自然公園等の保全

本県における瀬戸内海の自然景観の核心的地域としては、自然公園法に基づき瀬戸内海国立公園として指定されている小豆島、屋島、五色台、紫雲出山及び塩飽諸島等のほか、香川県立自然公園条例に基づき県立自然公園として指定されている大滝大川県立自然公園、香川県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地域として指定されている藤尾山等及び緑地環境保全地域として指定されている大高見峰等がある。

これらの地域については、瀬戸内海の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、関係法令に基づく規制の徹底とみどりの巡視員などによる監視、指導の強化に努めることとする。

また、必要に応じ、これらの区域の見直し等を行うことにより、瀬戸内海の優れた自然景観の保全に努めるものとする。

(2) 緑地等の保全

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。しかしながら、本県の島しょ部及び海岸部における植生は、自然植生であるシイ・カシ類等の照葉樹が人為的影響によりそのほとんどがアカマツ・クロマツの二次林となっていたが、近年において森林病虫害等による被害木の発生が見られ、広葉樹が増加している。また、近年の各種開発等により、緑地は減少している。

このため、保安林、特別緑地保全地区及び林地開発許可制度の適正な運用により、現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理するものとする。

(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海各地には、地域における人々の生活や生業、風土により重層的に形成された文化的な景観地が多数存在する。

本県においては、屋島、丸亀城、高松城跡、塩飽勤番所跡、大坂城石垣石

切丁場跡、喜兵衛島製塩遺跡等が史跡として、栗林公園、神懸山（寒霞溪）、琴弾公園等が名勝として、また、宝生院のシンパク、誓願寺のソテツ、皇子神社社叢、屋島、円上島の球状ノーライト、絹島及び丸亀島、鹿浦越のランプロファイヤ岩脈等が天然記念物として文化財保護法に基づき指定されている。

これらをできるだけ良好な状態で保護するため、関係法令に基づく規制の徹底を図るとともに、保存修理及び環境整備等の対策を積極的に推進するものとする。また、瀬戸内海各地に点在する漁港、段々畑、町並みなどの自然景観と一体となって重層的にそれぞれの地域の個性を反映している人文的な景観についても、適切に保全されるよう配慮するものとする。

3 海洋プラスチックごみを含む海ごみ対策、循環経済への移行等

(1) 海ごみ対策の推進

海洋プラスチックごみを含む漂流ごみなどは世界の多様な地域から発生しており、世界全体の共通課題となっていることから、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて国際社会との連携・協力を推進することが重要である。

閉鎖性海域である瀬戸内海における海ごみの大半は国内由来であることが判明しており、主要な発生源は沿岸地域だけでなく、内陸地域からも発生・流入している。また、香川県海域における海ごみの大半はプラスチック類であり、海洋プラスチック対策は喫緊の課題である。

海ごみについては、令和3年3月に策定した第3次香川県海岸漂着物対策等推進計画に基づき、香川県海ごみ対策推進協議会を中心に関係機関が連携を図りながら、海域・陸域一体となった総合的な海ごみ対策を推進していくとともに、令和2年12月から瀬戸内4県（岡山・広島・香川・愛媛）と公益財団法人日本財団と共同で実施している瀬戸内オーシャンズXの取組みにより、県域をまたいだ広域な連携も推進していくものとする。また、取組みにより得られた知見・経験などを先行優良事例として国内外へ積極的な発信を行っていくものとする。

- 海岸漂着ごみについては、海岸管理者による回収・処理や回収を行うボランティア団体などへの支援に取り組むとともに、回収・処理を行う市町に対して補助を行うものとする。
- 漂流ごみは、国や県が海面清掃船により必要に応じた回収・処理を行う。

- 海底ごみについては、香川県海ごみ対策推進協議会を中心に、漁業者・市町・県の協働による回収・処理を進めるとともに、幼稚魚の育成の場として重要な浅海域で、かつ通常の漁業操業では海底堆積ごみの回収・処理が困難な海域（小型機船底びき網漁業禁止区域）において回収・処理を行う市町に対して補助を行っている。これら回収・処理を継続していくとともに、ごみが漂着しやすい離島などにおける対策も推進していくものとする。
- 海ごみはその多くを生活ごみが占めることから、発生抑制に係る人材育成、調査研究、プロモーションに取り組んでいるほか、発生抑制対策を行う市町に対して補助を行っている。引き続き普及啓発を行うとともに、幼少期を含む子どもたちへのプロモーションを強化するなど、将来に向けた発生抑制にも取り組むものとする。
- 山・川・里（まち）・海の全てを対象とする県内一斉の海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」の実施など、海域・陸域一体となった海ごみ対策を推進するものとする。
- また、瀬戸内オーシャンズXでの活動を通じて、各地域・主体で実施されている海ごみ対策をつなげ、自治体・企業・研究者など分野を横断したより広域での海ごみ対策及びプラスチック資源循環を推進する。
- 不法投棄の防止について、ホームページなどによる啓発のほか、廃棄物110番や環境監視員制度などを活用して、広く県民などから不法投棄の情報提供を受け付けるとともに、関係機関との連携を密にして、早期の情報収集に努め、不適正事案に対しては、早期対応を図るものとする。

(2) 循環経済への移行

瀬戸内海の海面及び海岸を清浄に保持するには、廃棄物の不法投棄等の防止に努めることが必要であるとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換を図るため、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の趣旨を踏まえつつ、市町や事業者、民間団体等とも連携し、回収したプラスチックごみのリサイクルやアップサイクルなどを通じ、地域における循環経済への移行や再生資源の活用を推進するとともに、ワンウェイのプラスチック製品の使用削減や容器包装材の使用抑制などにより、資源投入量を抑制し、事業活動の持続可能性を高めるとともに、企業の中長期的な競争力の源泉としていく。

また、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等の総合的施策を推進

することにより、廃棄物としての最終処分量の最小化を図るものとする。また、廃棄物の海面埋立処分に際しては、環境保全と廃棄物の適正な処理の両面に十分配慮するとともに、当該処分地が地域で果たす役割や大規模災害等に備えた災害廃棄物の処分地の確保に対する社会的要請の観点から、整合性を保った廃棄物処理計画及び埋立地の造成計画によって行うものとする。

このため、次の施策を積極的に実施するものとする。

- 持続可能な循環型社会の形成をめざした香川県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の「発生・排出抑制の推進」、「減量化・循環的な利用の推進」、「適正処理の推進」、「災害廃棄物処理体制の充実・強化」に関し、県内の実態把握と情報の収集に努めながら、廃棄物処理の関連施策を総合的、計画的に推進するものとする。
- 一般廃棄物処理施設は、令和2年度末で、ごみ処理施設8施設（処理能力1,361トン/日）、粗大ごみ処理施設1施設（処理能力100トン/日）、再生利用施設12施設（処理能力204.7トン/日）が整備されており、施設の整備が必要な市町に対しては適切な施設が整備できるよう市町の検討を支援する。
また、産業廃棄物については、事業所及び処理業者に対する監視を強化し、産業廃棄物処理施設の整備及びその適正な維持管理等の指導に努めるものとする。
- 処分場については、令和2年度末で一般廃棄物の最終処分場10箇所、産業廃棄物の最終処分場16箇所が確保されており、今後とも市町や事業者による処分地の計画的かつ適正な整備を支援する。なお、特に廃棄物の海面埋立処分によらなければならない場合は、瀬戸内海の環境保全に十分に配慮した埋立実施計画に基づき、埋立処分を行うものとする。

III 生物が多様な海

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出

(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等

「瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査（平成30年環境省）」によると、平成27年度及び28年度に実施した調査において、香川県には約1,166ヘクタールの藻場、約504ヘクタールの干潟が確認されている。

魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類などの生態系を維持する上で重要な役割を果たすとされている干潟は、近年、各種開発の進展に伴い次第に減少する傾向にある。

このため、水産資源保護法に基づく保護水面（坂出市王越町乃生地先水域等3水域）、瀬戸内海漁業取締規則に基づく藻場などにおけるすべてのひき網漁業禁止区域及び香川県漁業調整規則に基づく小型機船底びき網漁業禁止区域、また鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき鳥獣保護区に指定している三豊海岸においては、法令に基づく規制等の適切な運用により、藻場及び干潟の保全を図るものとし、また、必要に応じ、これらの区域指定の見直しを行うものとする。

その他の藻場及び干潟などについても、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場などとして重要な役割を果たしていることから、極力、保全するよう努めるとともに、必要に応じて再生・創出のための措置を講ずるものとする。

また、後段の「2 水産資源の持続的な利用の確保」に記載してある役割にも留意し、自然海浜保全地区制度の活用も含め、保全・再生・創出の取組みを推進するものとする。さらに、継続的な観察、モニタリングなどにより、生物の生息・生育場所としての機能の確認や、CO₂吸収量の算定や精査にも貢献するものとする。

(2) 自然海浜の保全等

自然海浜は、海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場などの自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場として、多くの人々に利用されている。

「第5回自然環境保全基礎調査海辺調査（環境庁）」によると、平成8年度調査において、本県の海岸線のうち自然海岸は46.8%、半自然海岸は16.7%、人工海岸は35.3%、河口部は1.1%である。

これら自然海岸及び半自然海岸の海浜は、津田の松原等が海水浴場として、仁尾浜海岸等が潮干狩場として、また、海岸寺、白方等が魚釣り場等として多くの人々に利用されている。瀬戸内海の沿岸域は、開発等により、自然海岸が減少し、既に海岸の景観が損なわれている場合もあることを踏まえ、残された自然環境の保全について、特に慎重に配慮するものとする。また、海面及び沿岸部等において、施設を設置する場合においても、景観の保全について十分配慮するものとする。

なお、人工的に改変された海岸線を有する海域の環境改善に当たっては、海藻類の着生等を促進する機能を有する構造物や、底生生物や幼稚魚などの水生生物を引き寄せる構造物の設置が有効な場合もあることから、これらの積極的な活用を検討する必要がある。

これらの対策を推進するに当たり、次の施策を講ずるものとする。

○ 規制の徹底と監視、指導の強化

自然海浜を保全するため、瀬戸内法の規定に基づき制定した香川県自然海浜保全条例により、表－２のとおり、自然海浜保全地区に東かがわ市（小浦）等 23 箇所を指定しており、今後、条例の適切な運用を図るものとする。

また、その他、貴重な自然海浜が自然公園法、都市計画法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び森林法に基づく各種指定地区に指定されていること、また自然海浜に都市公園法に基づく都市公園が設置されていることから、これらの地区においては、当該法律の適切な運用を図ることにより、自然海浜をその利用に好適な状態で保全するよう努める。

表－２

自然海浜 保全地区	高松市（鎌野）、高松市（高尻）、高松市（竹居）、さぬき市（小浜）、さぬき市（松尾）、さぬき市（青木）、さぬき市（羽立）、東かがわ市（小浦）、三豊市（大浜）、三豊市（鴨ノ越）、三豊市（仁老浜）、三豊市（室浜）、三豊市（名部戸）、土庄町（小部）、土庄町（鹿島）、土庄町（甲崎東）、土庄町（田井）、土庄町（千軒）、土庄町（尾子）、土庄町（柚ヶ浜）、小豆島町（古江）、小豆島町（遠手浜）、小豆島町（吉野崎）
--------------	---

(3) 健全な水環境・物質循環機能の維持・回復

流域や生態系における健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るため、海域と陸域の連続性や土砂を含む物質移動の連続性に留意して、海域においては藻場・干潟などの浅海域の環境の保全及び自然浄化能力の回復に資する人工干潟などの適切な整備を図るものとする。陸域においては森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼などにおける自然浄化能力の維持・回復、地下水のかん養、下水処理水の再利用等に努めるものとする。

また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。

① 海域

藻場・干潟などの浅海域の保全や浄化機能の高い沿岸域の拡大に努める。

② 陸域

○ 森林域

水源のかん養を図るため、香川県みどりの基本計画に基づき森林の保全と整備のための諸施策を推進する。

○ 農地域

香川県農業・農村基本計画に基づき、農地による水源のかん養や洪水の調節機能を保持するため、農地の耕作放棄の防止を進めるとともに、水田等農地の保全・整備を推進する。

○ 都市域

節水型社会の構築のため、各種普及啓発活動を実施するとともに、水道蛇口への節水コマの普及に努め、水を大切に作る生活様式づくりを推進する。また、工場・事業場における水使用量の適正化を図るため、水の循環利用と節水型施設・機器の導入促進に努める。

下水処理水を雑用水などに再利用するとともに、修景・親水用水、河川維持用水、水質保全用水としての利用に努める。

その他、透水性舗装、雨水浸透ますの整備に努め、また、雨水の貯留施設を整備し、雑用水への利用を促進する。

○ 河川域

河川における多自然川づくりの推進に努める。

(4) 海砂利の採取の禁止

海砂利の採取は、平成 11 年 12 月 1 日に決定した「海砂利採取に関する基本方針」に基づき、平成 17 年度から全面禁止した。今後も引き続き採取禁止措置を堅持する。

(5) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

瀬戸内海の本県海域における公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の免許又は同法第 42 条第 1 項の承認に当たっては、瀬戸内法第 13 条第 1 項の埋立てについての規定の運用に関する同条第 2 項の基本方針に沿って、環境保全に十分配慮するものとする。

また、埋立てに当たっては、環境保全に十分配慮することとし、環境影響を回避・低減するための措置を講ずるものとする。特に、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び香川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映

されるよう努めるものとする。

これらの検討に際しては特に浅海域の藻場・干潟などは、一般に生物多様性・生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息・生育、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。

2 水産資源の持続的な利用の確保

(1) 栄養塩類の管理等【再掲】

生物多様性・生物生産性の確保の重要性を踏まえ、改正法により創設された、「栄養塩類管理制度」も検討しながら、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理など、特定の海域ごと、季節ごとのきめ細やかな水質管理をめざすこととする。同時に周辺環境の保全と調和・両立を前提に、一部の海域への栄養塩類供給及び藻場・干潟などの再生・創造等により、地域ごとのニーズに応じた、生物の多様性の恩恵としての、将来にわたる多様な水産資源の確保に貢献するものとする。

また、栄養塩類と生産性が低下している水産資源との関係解明などをさらに進め、一部の海域で指摘されている栄養塩類不足によるノリの色落ちや、栄養塩類が植物プランクトンの生成を通じて魚介類などの水産資源に与える影響の可能性について、関係者に知見を提供するとともに、栄養塩類供給の管理方策を提案し、より効果的に取り組んでいくものとする。

(2) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等

藻場・干潟は重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚魚の成育等の資源生産の場、有機物の分解による水質の浄化、ブルーカーボン等の様々な機能を有していることを踏まえ、その保全・創造等に努めるものとする。

また、水産生物の生活史に対応した良好な生息・生育環境空間を創出するため、より広域的・俯瞰的な視点を持った漁場整備と水域環境保全対策の推進に努めるものとする。

なお、他の海域から入り込む魚介類や微生物などが瀬戸内海の特徴により、その水質や生態系、水産資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対して十分留意し、必要に応じて対策を行うものとする。

さらに、水産資源の管理措置については、漁業者はもとより、広く一般の理解を深めるとともに、遊漁者にも資源管理において一定の役割を果たしてもらえよう努めるものとする。

IV 交流と賑わいのある海

自然景観及び文化的景観の保全

(1) 島しょ部の環境の保全

本県には、116の島があり、うち24島が有人島であり、令和2年国勢調査において島しょ部における人口は、31,510人である。

島しょ部は、豊かで美しい瀬戸内海地域の自然景観の維持、創出の役割を果たしているが、限られた環境資源を利用した生活が営まれていることから、その環境保全は住民や社会経済のあり方に直結する課題である。

そのため、環境容量の小さな島しょ部においては、特に環境保全の取組みが重要であり、下水道施設が整備されている直島や農業・漁業集落排水が整備されている粟島があるが、今後とも島しょ部の環境保全施設の整備促進及び適切な維持管理に努めるものとする。

島しょ部における多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成に努めるとともに、観光客などへの周知や固有の文化に接する機会の提供に努める。

島しょ部においては、地元住民のボランティアによる海岸ごみの定期的な回収が困難である海岸も多いことから、イベントの開催等を通し、島外からのボランティアの協力等により、島しょ部の海ごみの削減を図るものとする。

(2) エコツーリズム等の推進

瀬戸内海に特有な景観を活用して、都市住民を含む市民が海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらについての知識や理解が深まるよう、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づきエコツーリズムを推進するものとする。また、独自の景観を残している島しょ部をはじめ、地域が持つ特有の魅力を発掘・活用し、里海体験ツアーやグリーン・ツーリズムなども推進する。

地域の実情とニーズに応じて、瀬戸内国際芸術祭などによる芸術家等の創作活動も通じて、地域住民との交流を図ることで、子どもたちや住民に文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、芸術による地域活性化を推進する。

(3) ふれあいの場等としての自然海浜等の保全

海水浴、潮干狩り、海釣り等の自然とのふれあいの場などとして多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で維持・管理され、また、適切な利用を確保するものとする。さらに、周辺環

境を勘案しつつ、人工海浜や干潟の造成等の海と人とがふれあえる場を創出するよう努めるものとする。なお、この際、利用マナー等に係る普及啓発も重要である。

V 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進

(1) 監視測定の充実、調査研究等の推進

瀬戸内海の水質保全対策の実効を期すには、公共用水域の環境基準達成状況、発生源の排水基準の遵守状況を的確に把握するための監視測定が必要である。

本県においては、令和2年度には水質汚濁防止法に基づく「水質測定計画」により、関係機関の相互協力のもとに海域117地点、河川165地点及びダム等114地点の合計396地点の公共用水域で監視測定を実施するとともに、発生源対策として402の工場・事業場監視を行い、また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、海域3地点、河川26地点及び土壌6地点で監視測定を実施している。

今後とも、水質総量削減の指定地域内事業場に対し、水質自動計測器等による汚濁負荷量の測定体制の整備の促進を指導するとともに、公共用水域等の効果的な監視体制の整備を図るものとする。

また、工場・事業場からの発生負荷量の管理業務や公共用水域の水質監視業務に伴うデータ整理及び解析のための効果的な監視体制の充実を図るものとする。

(2) 調査研究の推進及び技術開発の促進等

本県においては、環境保健研究センターを中心に県の試験研究機関等と連携し、環境保全に関する調査研究及び技術開発を進めている。特に、環境DNA技術を活用した浅海干潟域における魚類の生物多様性に関する研究については、水産試験場との連携のもと調査研究を行っている。また、化学物質環境実態調査や小規模事業場における排水処理に関する研究等も国や民間事業者の協力を得ながら実施してきたところである。

今後においても、関係方面の協力を得て、これらの調査研究の推進及び監視測定技術の向上を図るため環境保健研究センター等において測定技術に関する調査研究を行うとともに、瀬戸内海の環境を保全し回復させる観点から、生態系の構造や各種機能の評価、景観等の評価手法と指標の開発、生態系等の効果的な環境モニタリング手法、生態系への化学物質の影響等に関する調査研究並びに生物の生息環境に係る視点も含めた水質・底質保全、藻場及び干潟の造成、廃棄物等の再利用等に関する技術開発や技術の適切な普及等を促進するものとする。

また、上記のような専門的なモニタリング技術ばかりでなく、簡易に行われるモニタリング技術を開発し、県民が参加できるモニタリング体制の構築を図る。

さらに、改正法により、法の基本理念に気候変動の影響に係る観点を追加したことも踏まえ、地球規模の気候変動による水温の上昇、降雨の強度や期間の変化（これに伴う淡水流入量、陸域負荷量等の変化を含む）、海面の上昇等がもたらす生物多様性・生物生産性への影響や適応策の調査研究等を推進する。その際、海洋の酸性化による生態系への影響も懸念されていることに留意するものとする。さらに、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく気候変動適応広域協議会との連携を通じて関係者間の協力体制の構築に努めるとともに、地域気候変動適応計画への関連施策の取組み等により、地域の状況に応じた適応策を推進するものとする。

(3) 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価

海域における栄養塩類等環境条件の変化に対する生物の応答は複雑であり、解明されていないことも多い点にも留意し、順応的な栄養塩類の管理等に当たっては、今後もさらなる調査・研究を継続するとともに、常に最新の科学的知見に基づき、その効果・影響を適切に評価するものとする。

VI 基盤的な施策の着実な実施

(1) 環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等

瀬戸内法の対象は、瀬戸内海沿岸地域のみならず、内陸地域も含む13府県が関係する広範な地域となっていることから、環境保全施策の推進のため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議を積極的に活用し、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとする。

また、その実効を期するためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々において、「きれいで豊かな海の実現」という目標の共有が不可欠である。このため、県においては、県民に対して環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業並びに新聞、テレビ、ラジオ及びパンフレット等の広報活動等を通じて、瀬戸内海の環境保全に関する正しい認識の普及に努めるとともに、汚濁負荷や廃棄物の排出抑制、環境保全への理解、行政の施策策定への参加の観点から住民参加の推進に努めるものとする。

環境保全施策を推進するに当たっては、生活排水をはじめとする従来からの陸域負荷のコントロールによる富栄養化対策だけでなく、プラスチックを含む廃棄物対策等についても、内陸地域を含めた総合的な対策に取り組むこととする。

また、健全な水循環・物質循環機能の維持・回復のための取組みの推進、住民参加の推進、環境教育・環境学習の充実を図るため、山・川・里（まち）・海のつながりを意識した関係者間の連携の強化に努めるとともに、各地方公共団体の環境保全の取組みの実施においても連携の強化に努めるものとする。このため、環境ボランティアの養成等の支援に努めるとともに、環境保全施策の策定に当たって、必要に応じて地域協議会をつくるなど、幅広い主体の意見の反映に努めるものとする。

(2) 情報提供、広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、食、文化、レクリエーションを通じた普及啓発活動、市民の環境に対する認識の確認、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、広報誌や SNS などを通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組みなどの情報発信に努めるものとする。

その際、瀬戸内海は、元来有している美しい自然と人の営みが古くから共生してきた、まさに「里海」らしい場所であったという原点、また、その風景は万葉集にうたわれるなど、優れた風景地として古くから人々に愛されてきたこと、近現代においても、昭和9年に、我が国最初の国立公園の一つとして、備讃瀬戸を中心とする地域が瀬戸内海国立公園として指定されたことなどを踏まえることとする。なお、瀬戸内海は、大小様々な島が作り出す多島海景観、白砂青松と称される海岸線といった自然景観、人々の生活や歴史、風土が織りなす漁村景観や農業景観、歴史的な文化財や街並みなどを含む多様な文化的景観が、国内外から高く評価されており、これを生かした取組みが求められる。

(3) 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、理解促進のためのプログラムなどの整備等に努めるとともに、必要に応じ、子どもたちの体験活動の再構築を図るものとする。

また、国立公園等を活用した自然観察会や地域の特性を生かした里海体験ツアー等の体験的学習機会の提供や里海ガイド、海ごみリーダーといった人材育成や、かがわプラスチック・スマートショップの認定などの民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。

香川県環境基本計画に基づき、環境学習プログラムの開発、環境キャラバン隊等による環境学習への参加機会の提供、人材の育成・活用、学習資器材や情報の提供による活動支援、環境学習の場の整備等に努めるものとする。

(4) 国内外の閉鎖性海域との連携

瀬戸内海環境保全知事・市長会議、公益社団法人瀬戸内海環境保全協会や公益財団法人国際エメックスセンター等と連携し、閉鎖性海域に関する国際会議等への積極的な参加、人的交流、情報の発信及び交換等に努めるものとする。

第5 計画の点検

この計画の点検の際には、5年ごとに、以下の指標を用いて取組みの状況を把握するものとする。

里海づくりの推進

- ・かがわ里海大学修了者数
- ・ふれあいの頻度（年に1回以上海に行った人の割合など）
- ・環境教育・環境学習参加者数

美しい海

(1) 水質の保全及び管理

- ・水質汚濁に係る環境基準達成状況
- ・汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）、窒素、りん）
- ・汚水処理人口普及率
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律への対応状況
- ・PRTRに基づく公共用水域への届出排出量
- ・水生生物及び海ごみ調査参加者数
- ・栄養塩類管理制度に基づく栄養塩類増加措置の実施施設数

(2) 自然景観及び文化的景観の保全

- ・国立公園面積
- ・国立公園利用者数
- ・県立自然公園面積
- ・県立自然公園利用者数
- ・景観法に基づく景観計画の策定自治体数
- ・森林面積
- ・森林整備面積（累計）

- ・ 里山整備面積（累計）
 - ・ 保安林指定面積
 - ・ 公園・緑地面積
 - ・ 重要伝統的建造物群保存地区選定件数
 - ・ 史跡、名勝、天然記念物・重要文化的景観等の国指定件数
 - ・ 都市計画法に基づく風致地区数
- (3) 海洋プラスチックごみを含む海ごみ対策、循環経済への移行等
- ・ 県内一斉海ごみクリーン作戦参加者数
 - ・ 海底ごみ回収活動実施箇所数
 - ・ 海底ごみ回収量
 - ・ 海岸漂着物回収量
 - ・ 容器包装リサイクル法に基づくプラスチックごみの分別収集量
 - ・ かがわプラスチック・スマートショップ登録店舗数

生物が多様な海

- (1) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出
- ・ 藻場面積、干潟面積
 - ・ 渡り鳥飛来数
 - ・ 底生生物の出現種数
 - ・ 底生生物の個体数
 - ・ 自然海浜保全地区の新規指定箇所数及び5年以内の保全状況の点検実施箇所数
 - ・ 鳥獣保護区の数
 - ・ 藻場造成面積（累計）
- (2) 水産資源の持続的な利用の確保
- ・ 漁業生産量
 - ・ 漁業就業者数
 - ・ クロロフィル a 濃度
 - ・ 保護水面指定数
 - ・ 漁場改善計画数
 - ・ 漁場改善計画策定漁協の養殖生産量シェア
 - ・ 水産資源保護培養海域数
 - ・ 海砂利採取量
 - ・ 海底ごみ回収活動実施箇所数（再掲）
 - ・ 藻場造成面積（再掲）

交流と賑わいのある海

- (1) 自然景観及び文化的景観の保全

- ・グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数
- ・瀬戸内国際芸術祭来場者数
- ・海水浴場の数（香川県及び高松市が水質調査を実施した海水浴場の数）
- ・ふれあいの頻度（年に1回以上海に行った人の割合など）（再掲）

気候変動への対応

- ・水温（表層及び底層の日平均値における最大値と最小値）
- ・地域ごとの淡水流入量（豊水時及び平水時）